

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成23年5月11日(水)

開会 9時30分

閉会 11時40分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 森下宏也 教育総務室主査 佐藤元紀

予算経理室長 加藤正二

教育改革室長 藤田曜久 教育改革室副室長 梅澤裕 教育改革室主査 三谷敏央

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 花岡みどり 人材政策室主幹 松本忠

人材政策室主査 山脇崇子

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第9号 2011版県政報告書(案)について	原案可決
議案第10号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について	原案可決
議案第11号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第12号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則案	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 平成24年度三重県公立学校教員採用選考試験について

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成23年4月15日開催)審議結果の確認

前回の定例会での議案のうち、「報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について」、損害賠償の額について誤りがあったので、予算経理室長から説明する。

(予算経理室長説明)

前回4月15日の定例会にご報告させていただきました伊賀白鳳高等学校公用車の交通事故に係る専決処分報告の中に誤った数字を記載しておりましたので、お手元に配付させていただきました正誤表のとおり訂正をさせていただきます。訂正の箇所は損害賠償の額の欄でございます。御報告させていただきましたのは89万5,000円としていましたが、正しくは89万5,610円でございます。

なお、県議会報告には正しい額で報告させていただきます。お詫びを申し上げますとともに訂正させていただきます。

今回の訂正も含めて、前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

牛場委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第9号が県議会報告前のため、報告1が実施要項発表前のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第10号、議案第11号、議案第12号を審議し、非公開の議案第9号、報告1の順とすることを確認する。

・審議事項

議案第10号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について（公開）

(教育改革室長説明)

議案第10号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について、別紙のとおり提案する。平成23年5月11日提出 三重県教育委員会教育長 提案理由 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について 1 指定学校名 三重県立紀南高等学校 2 指定年月日 平成23年6月1日 3 指定理由 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成19年三重県教育委員会規則第4号）第3条第2項に基づく申請が校長から提出されたため、同条第1項に基づき指定を行うものである。保護者や地域住民等が学校運営に参画することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める効果が期待できる。

2ページをご覧ください。学校からの申請書がございます。この申請書の3番の指定の理由のところをご覧ください。学校からの申請内容でございます。少し読みます。

本校は過疎化や少子化等の影響から存続が問われる状況の下、平成19年～22年度の4年間にわたって「学校運営協議会を設置する学校」の指定を受けて、学校の活性化と生徒や地域にとって魅力のある学校をつくるため、学校運営協議会のシステムを活用して、次の実践に取り組んできた。

①学校が地域と連携して教育活動を行うことで、地域に愛着を持ち信頼される生徒を育成する。②教育ボランティアや聴講生制度を導入し、授業に地域住民が参加することで生徒の学習意欲を向上させる。③インターンシップや小中学校連携等の地域と連携したキャリア教育に力を入れて、生徒の進路希望実現に努力する。等。

4年間の取組を通じて生徒の姿は大きく変容し、生活・学習の両面で大幅な改善が見られ、地域からも好評価を得られるようになってきた。また、学校が地域から注目を浴びることで母校を誇りに思う心が次第に芽生えつつある。

卒業生の約3割は地元に残り、地域を支える人材として活躍している。同窓会・保護者・地域住民の本校や地域に対する愛着も大変深く、その意見・要望を学校運営に反映させることが、地域に開かれた学校として本校とこの地域の活性化に結びついていくものと確信する。以上の理由から、これまでの取組をさらに継続発展させるためにも、「学校運営協議会を設置する学校」として再指定願いたい。

これが、学校からの申請書の内容です。指定を希望する時期が平成23年6月1日以降、委員としては公募はありませんが、推薦がありまして、次の資料でその委員についてご説明いたします。参考資料をご覧ください。これは指定書でございます。こういう形で指定させていただきます。1枚おめくりください。裏に委員の名簿があります。15人指定できるわけですが、紀南高校の場合は14人の指定になります。継続の方もいれば、新たに平成23年度から委員をお願いする方もみえます。

次の3ページですが、これが地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。この中で学校運営

協議会が規定されております。

4 ページには教育委員会の規則がついております。三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則でございます。例えば3条を見ますと、指定の期間は2年ということで、今回、紀南高校はこれまで2回指定を終わりましたので、3回目の指定になってございます。先ほど委員のことをご説明しましたが、6条のところでは15名以内の委員ということになっています。8ページには、この規則のさらに細かい中身を入れました三重県立学校学校運営協議会取扱要綱があります。この要綱に基づき学校長が申請をしております。最後に4年間の紀南高校の学校運営協議会の活動のまとめをブルーの冊子でお付けしてありますので、参考資料としてご覧いただけたら幸いです。

【質疑】

委員長

議案第10号はいかがでしょう。

丹保委員

教育委員会の委員でこの学校を訪問したことがあるんですね、2回。この成果も伺って、だから継続することはいいことだと思います。本来、目玉が委員なんですが、委員は校長先生から推薦されるということですけど、今回の場合もそういうことで委員が選出されてるのでしょうか。

教育改革室長

そのとおりでございます。

丹保委員

もう1つ、6月1日からとなっておりますね。これは何か事情があるんですか。

教育改革室長

初年度の登録がこの時期になりまして、委員の任期が2年と決まっておりますので、現在、初年度の登録からの年度越しで6月1日となっております。

牛場委員

この会を設置することによって、生活・学習の両面で大幅な改善が見られたといういい結果が出ておりますので、これはよろしいかと思えます。

岩崎委員

私自身もこれを再度指定をすることに異議を申すものではないのですが、ただ、3回目なんですね。そうなると、これが過去4年間の取組の総括ということでもよろしいのでしょうか。そうすると、4年やっていらっしゃったら、ある程度課題とか重点的に取り組むような部分というのがもう出てきているんじゃないのかという気もしますし、そうなると、今度、学校運営協議会を新たに作るのであれば、そこで何を具体的に重点的にやるのかということがもう少し明らかになってもいいのかな。この指定の理由のところを拝見しても、次の実践に取り組んできたということは書いてありますが、今後、この運営協議会ではこれからの2年間でどういうことをやりたいから指定を受けたいんだというようなところが、せっかくこういう冊子を作っておられるのであれば、より明確になってたほうがいいなという気はするんですね。今日、後でまた県政報告書もなんとなくそんな気がするんです。PDCAという話があるのであれば、やっぱりチェックの部分で次のアクションにつなげる話が指定の申請の中にももう少し明確になってもいいのかな。そこからもう一度協議をすることなのかと思いつながらですが、指定に異を唱えるというつもりは全くございません。

教育改革室長

若干補足させていただきますと、ブルーの「コミュニティ・スクールのあゆみ」の8ページを開いてください。そこに4年間のあゆみの中で紀南高校がまとめた課題が4点入っております。ア コミュニティ・スクールの取組が地域のすみずみに、まだ浸透していない。イ 様々な取組の参加者が、一部の保護者・同窓生・地域住民にとどまり、なかなか広がらない。ウ 本校への地域の要望や意見を把握する方法がアンケート等を中心にしたものに頼りがちであり、未確立である。エ 学校運営協議会委員から本校の教育活動を評価してもらえるように取組をすすめているが、まだ未成熟であり、さらなる研究が必要である。こうした論点を学校からは課題として聞いておりますので、これをこの後、さらに充実してまいりたいというものです。

岩崎委員

それは多分こういう課題というのをこの2年間で検討されるんだろうと思うんですが、単に4年の間にこの課題がもう少しブレイクダウンしたものとして現れてもよかったのかなという気がするんですね。地域の隅々にまだ浸透していないって、これははっきり言ってどうやったって隅々には無理ですね。ただ、高校の教育での利害を持っている人たちをどれくらい運営協議会の中に入れてやっていたのかとか、そういう委員の入れ替えであるとか、候補であるとか、そういうことってまだまだ工夫できるものがあるだろうと思うし、課題がまだ浸透していないと言われたら、本当に急に消えちゃうような気がするんですね。そんな気がします。

委員長

この運営協議会そのものは、県内の県立高校等のほとんどの学校が開催はしてて、この指定を受けているのが数校、コミュニティ・スクールという形であるという理解でいいですか。

副教育長

指定を受けているのはこの学校だけです。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 11 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

議案第 11 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 5 月 11 日提出 三重県教育委員会教育長 提案理由 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが、この議案にしております一部を改正する規則案でございます。具体的内容につきましては、2 ページ、3 ページでご説明いたします。2 ページの規則案要綱をご覧ください。今回の改正の理由ですが、東日本大震災の発生を受けまして、国におきましても人事院規則を改正し、地震、水害、火災、その他の災害により勤務しないことを相当と認めて特別休暇を付与することができる場合の範囲等を見直したということがございます。そうしたことを踏まえて、本県の公立学校職員の関係規則につきましても特別休暇にかかる所要の改正を行いたいというものでございます。具体的改正内容は 2 番のところですが、先ほどの地震等により、勤務しないことが相当と認めて休暇を付与することができる場合の範囲の見直しということで、2 行目の「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」というものが現行の規定でございます。こういった場合には、現在、特別休暇を付与して勤務しないことが認められています。改正案につきましては、次のいずれかに該当する場合ということで、イが「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき」。ロが、今回特に大きく変わる部分でございますが、「職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき」、というふうに範囲を見直したいというものです。

2 点目ですが、退勤途上における身体の危険を回避するため特別休暇を付与することができる場合の範囲の見直しということで、現在これは「地震等」の場合となっておりますが、今回の東日本大震災の状況を受けて「交通機関の事故等」の場合も、特別休暇の対象としてあります。

施行期日ですが、規則上、交付の日から施行としています。この規則につきましては、人事委員会と教育委員会の合同の規則という形態を取っているということもあり、交付の日ができるだけ速やかには事務局として思うわけですが、現時点で平成 23 年 5 月 17 日を予定させていただいているところです。3 ページが今申し上げました規則改正案の新旧対照表で下の部分が現行で、上の部分が改正案でございます

【質疑】

委員長

議案第 11 号はいかがでしょう。

丹保委員

これはほかの休暇とかには全く影響しないということですか。年次休暇とかいろんな休暇がありますね。そういうものにも一切影響しないのですか。

人材政策室長

ご指摘のように職員の休暇につきましては、年次休暇、今回の特別休暇、あるいは病気休暇などいろいろあるわけですが、特別休暇の中に、今おっしゃったほかの休暇もあり、夏季休暇もそこに含まれます。特別休暇の一つとして、今申し上げました地震等により勤務しないことが相当と認められる場合とか、退勤途上の危険回避という場合もあり、特別休暇につきましては重なることがございませんので、他の部分には影響しないということです。

丹保委員

分かりました。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議内容

議案第 12 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

議案第 12 号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則案 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 5 月 11 日提出 三重県教育委員会教育長 提案理由 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが特例に関する規則案で、後で説明しますが、そこの附則を見ていただきますと、この規則は公布の日から施行し、平成 23 年 12 月 31 日限りでその効力を失うという形です。先ほどご審議いただいた議案第 11 号と元は同じ規則ですが、平成 23 年 12 月 31 日限りでその効力を失うということで、形式上は元の規則の特例に関する規則案として設けているものでございます。

内容につきましては、2 ページをご覧ください。改正理由としては、今回の東日本大震災による被害が甚大であり、広範囲にわたるためということでございます。自発的意思に基づくボランティア活動を官民挙げて行う必要があるわけですが、職員の参加を容易にするため、また被災地への交通の事情とか、被災者の避難先の広域化等の状況、国の見直し状況、他府県の状況を踏まえまして、いわゆるボランティア活動の対象地域やその休暇の上限日数の特例を定めようとするものです。

内容につきましては、2 点ございまして、ボランティア休暇の上限日数の引き上げが 1 点です。現行では、いわゆるボランティア休暇の期間として 1 暦年に 5 日の範囲内の期間という規定がございます。今回の特例の対象地域として、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村、ただし、東京都の市町村を除くがあります。東京都の市町村も今回の大震災で災害救助法の適用を受けたわけですが、この要因は、多くの帰宅困難者が生じたということでしたので、そこの部分については既に解消されたため、対象地域から除くということです。その災害救助法が適用された区域内において災害救援活動を行う場合にあっては、現行の 5 日を 10 日に拡大するものです。

2 点目はボランティア休暇の対象となる活動地域の明確化ということで、現行は明確な規定はないわけですが、特例として今申し上げました東日本大震災の被災地、又はその周辺の地域に加え、東日本大震災の被災者を受け入れている地域も対象とするということです。（注）に書かせていただきましたが、ただ、その被災者を受け入れている地域での救援活動につきましては、上限日数の特例は適用されずに、現行の 5 日の範囲内で活動いただく休暇を取得するものでございます。

施行期日につきましては、先ほどと同様に公布の日から施行ということですが、5 月 17 日を予定しております。

こういった見直しにつきましては、国においても人事院が規則を既に改正していますが、国はこの 10 日が 7 日という規定でございます。本県の場合は、被災地から一定離れていることと、より自発的な活動を可能な限り実施するというので、10 日の範囲内という特例の規則案ということで議案とさせていただきます。

3 ページは、今申し上げました内容を新旧対照表に示しております。

【質疑】

委員長

議案第 12 号はいかがですか

丹保委員

これは 10 日ですけど、具体的には夏休みとかを想定しているのですか。

人材政策室長

教員の場合、もちろん授業等がありますが、学校運営とか授業の状況によっては活動が可能な場合もあります。ボランティアの活動計画書を出す必要があるわけで、本人がこういった期間に活動をしたいという申請を所属長にさせていただきます。年次休暇等も一緒ですが、業務上可能であれば、夏季休暇中に限らずとも取得することができますが、実態としては学校運営にどこまで影響が及ぶかといった部分を、所属長に勘案していただくこととなります。

丹保委員

これは 4 月にさかのぼってはだめなのですか。

人材政策室長

そうですね。この期日をさかのぼるというのは、休暇日数を増やすという形になりますので、さかのぼっての適用ということはできません。

丹保委員

いつもこういうふうに災害が起こった後でボランティアの日数を増やすことになるわけですか。

人材政策室長

実はこのボランティア休暇が創設されましたのは、平成9年1月1日で、特別休暇の中に初めてこの休暇を設けました。阪神淡路大震災から当時2年ぐらい経っていましたが、復興支援として直接その状況に対応するという事よりも、社会全体にボランティア活動で災害に対して支援していこうという気運が高まっており、それを公務の中で制度的に設けたということでございます。

今回の東日本大震災につきましては、相当大規模で被害が甚大であるということと、長期にわたり、範囲も相当にわたるということで特例が定められたものです。今後、また新たな被害が生じたときにどういった対応をするかというのは、その内容にもよりますが、平成9年1月1日以降にボランティア休暇の対象となる活動領域を追加していますが、期間を拡大したのは今回が初めてでございますので、委員のご指摘の部分につきましては、今後、色々な被害が生じたときの状況に応じて、その都度検討させていただくことになるかと思っております。

丹保委員

教職員の場合はやはり忙しいので、年間単位でないと。だから4月に直ぐに行くとか、起こった直後に行くという場合には間に合わないことになりますね。こういうのはあまり想定されないのかな。

人材政策室長

現行も既にボランティア休暇として5日はございますので、その制度の下で既にこの休暇を取得して行ってみる方もおり、その部分でまずは対応していただくことになると考えています。

丹保委員

年次休暇もありますからね。分かりました。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第9号 2011年版県政報告書(案)について(非公開)

教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 平成24年度三重県公立学校教員採用選考試験について(非公開)

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。